

申請書等に関する質問回答書

案件名：横須賀市新市立病院建設工事

番号	質 問 事 項	回 答
1	<p>現場説明書 7 契約に関する事項において「(2) エ 現場代理人届管理技術者届」とは、設計業務に関する届出書と解釈してよろしいでしょうか。</p>	<p>現場代理人、管理技術者につきましては、12月1日に交付する工事請負約款において定義しています。</p>
2	<p>入札説明書(P3)に「シ 5(2)として参加する・・・」と記載があります。 「5(2)」とは、5 入札参加資格の記載で、「特定建設共同企業体が設計企業とグループを組成する」場合と解釈してよろしいでしょうか。</p>	<p>貴見のとおりです。 入札説明書 5における『(2)として参加する場合』を『設計企業とグループを組成して参加する場合』に入札説明書を訂正いたしました。</p>
3	<p>入札説明書(P2) 5 入札参加資格において、「・・・設計業務を設計企業に担当させることを可とする。」と記載があります。 特定建設共同企業体と設計企業が協力して設計業務を担当することも可と解釈してよろしいでしょうか。</p>	<p>貴見のとおりです。 ただし、設計企業とグループを構成した場合にあっては、入札説明書 5の『特定建設工事共同企業体(乙型)による参加者《代表構成員》シ』及び『グループで参加する設計企業《設計企業》カ』に記載したとおり、管理技術者、意匠主任技術者、構造主任技術者、電気設備主任技術者、機械設備主任技術者は設計企業に配置していただくこととなります。 なお、市と契約(設計含む)する相手は特定建設工事共同企業体ですので、建築士法に則り設計業務を実施してください。 また、配置技術者についての入札説明書の規定は、病院設計、免震構造に理解のある設計士に業務を実施しいただきたいという趣旨によるものです。</p>

番号	質 問 事 項	回 答
4	<p>入札説明書（P 2）5 入札参加資格において、「・・・設計業務を設計企業に担当させることを可とする。」と記載があります。</p> <p>計画通知書に記載する設計者等は、特定建設共同企業体と設計企業の双方から組成することも可と解釈してよろしいでしょうか。</p>	<p>3の回答のとおり、設計企業とグループを構成した場合、管理技術者は設計企業に配置していただくこととなります。計画通知書に記入していただく代表となる設計者、建築士法第20条の2第1項の表示をした者、建築士法第20条の2第3項の表示をした者、建築士法第20条の3第1項の表示をした者、建築士法第20条の3第3項の表示をした者及び代表となる建築設備の設計に関し意見を聴いた者については設計企業に属する管理技術者でなければならないと解しますが、その他の設計者、その他の建築設備に関し意見を聴いた者については特定建設共同企業体に属する者でも良いと考えます。</p>
5	<p>入札説明書（P 10）23 技術提案資料等の提出（1）作成方法において、「・・・別表2に定める書類を・・・」と記載があります。</p> <p>「別表2」とは「別表1」と読み替えてよろしいでしょうか。</p>	<p>入札説明書23における『別表2に定める書類』を、『別表1 ②に規定する様式のうち、様式第3号から第8号、第12号から第17号』に入札説明書を訂正いたしました。</p>
6	<p>参加資格確認申請書（様式第1号）の添付資料について、設計業務における配置予定技術者のうち管理技術者のみ「配置技術者実績等調書（設計・管理技術者）（様式第5号）」を提出することでよろしいでしょうか。</p>	<p>貴見のとおりです。</p>
7	<p>現場説明書 7 契約に関する事項（2）エに記載のある「統括責任者」「現場代理人、管理技術者」「主任技術者、監理技術者、専門技術者」の役割等の記載はございません。12月1日に提示される資料（契約に関する資料等）に明記がされていると解釈してよろしいでしょうか。</p>	<p>貴見のとおりです。</p> <p>統括責任者、現場代理人、管理技術者、主任技術者、監理技術者及び専門技術者の役割等に関しては、12月1日に交付する工事請負約款において定義しています。</p>
8	<p>現場説明書 7 契約に関する事項（2）エに記載のある「統括責任者」とは、設計業務と施工の双方を統括する立場の者と解釈してよろしいでしょうか。</p>	<p>統括責任者の責務に関しては、12月1日に交付する工事請負約款において定義しています。</p>

番号	質問事項	回答
9	入札説明書 5 入札参加資格の記載より、設計企業とグループを組成するしないに関わらず代表構成員が契約者になると解釈してよろしいでしょうか。	契約者は特定建設工事共同企業体となります。
10	契約実績に係る証明書(設計)(様式第8号)において、「配置予定技術者」の右欄は、様式第5号に記載した氏名の者に関して、携わった立場の欄(管理技術者又は主任技術者【意匠】)にその氏名を記載することによろしいでしょうか。	貴見のとおりです。
11	契約実績に係る証明書(設計)(様式第8号)において、「配置予定技術者」は「配置技術者」の表記に、「※本件工事等における配置技術者のみの記入」は「※本件工事等における配置予定技術者のみの記入」の表記に読み替えると考えますが、如何でしょうか。	貴見のとおりです。
12	入札説明書(P3)《他の構成員》オに「請負総額のうち、5億円以上を他の構成員が分担すること。」とあります。また、(P6)7 市内事業者の活用に「請負者は請負代金のうち、5億円以上を市内事業者に発注すること。」とあります。市内事業者活用として、乙型JVの構成員に、構成員としての分担工事以外の工事又は材料を発注することは可能でしょうか。	可能と考えます。 ただし、本工事は、建設業法第26条第3項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者の配置を認めていませんので、その点に関しご留意ください。
13	入札説明書の5 入札参加資格について、P3《代表構成員》のシに「5(2)として参加する場合は上記、ク、ケ、コ、サは適用しない」とありますが、5(2)の記載がないように思われます。5(2)のご提示をお願いします。	入札説明書 5における『(2)として参加する場合』を『設計企業とグループを組成して参加する場合』に入札説明書を訂正いたしました。

番号	質問事項	回答
14	<p>設計の実績を確認できる書類として PUBDIS の写しの代わりに、TECRIS の写しでは実績証明となりませんかでしょうか。</p>	<p>TECRIS の写しは契約実績に係わる証明書（設計）（様式第 8 号）における設計の実績を確認できる書類とはみなしません。</p>
15	<p>配置技術者実績等調書（設計・管理技術者）（様式第 5 号）の実績記入欄の、下から 9 行目に「※総合評価一般競争入札説明書 5 《代表構成員》コまたは《設計企業》オを満たす実績について記入すること」となっております。入札説明書 5 《代表構成員》コを指す「ク」には、実施設計業務 2 件以上受託し、履行した実績を有する者とあります。「ク」の実績は企業の実績と考えて宜しいでしょうか。</p> <p>（様式第 5 号）の実績記入欄は 1 件しかありませんが、「ク」に記載のある 2 件記入する必要はありませんでしょうか。</p>	<p>様式第 5 号に記載していただくのは配置していただく管理技術者の実績に関する事項です。代表構成員又は設計企業に求めている実績は 2 件ですが、管理技術者に求めている実績は 1 件ですので、2 件記入していただく必要はありません。</p>
16	<p>VE 提案書（様式第 17 号）の提案内容欄に記載の文章 4 行目で「提案内容①～最大⑧までをそれぞれ A 3 片面 1 枚に記載してください。」とあります。</p> <p>一つの提案番号について、提案内容を最大 8 項目 A 3 片面 1 枚に記載するという認識でよろしいでしょうか。また、技術提案資料作成要領（P 2）「4（3）1 つの VE 提案につき A 3 版片面 1 枚とする。」とありますが、「1 つ」とは提案番号を意味するという認識でよろしいでしょうか。</p>	<p>様式第 17 号に記載の『提案内容①～最大⑧までを』を『提案内容（最大 10 件）を』に公告を訂正いたしました。</p> <p>なお、提案は最大 10 件までとしますが、一つの提案について、A 3 版の様式第 17 号 1 枚（片面）に記載し、①、②、③…、⑩といった通し番号を記載してください。また、技術提案資料作成要領における『1 つの VE 提案につき A 3 版片面 1 枚とする。』の『1 つ』は、提案番号という認識で結構です。</p>

番号	質問事項	回答
17	<p>入札説明書（P 7）「（5）要求水準に関する添付資料の一部（案）の交付」について、同資料には、地盤の調査報告書、地震波の設定がありません。交付頂ける場合、要求水準書（P 8）「12 要求水準書の交付」にある 12 月 1 日が交付日となるのでしょうか。技術提案にあたり必要な書類となります。可能な限り早く交付頂くことはできないのでしょうか。</p>	<p>入札説明書 別表 2 ②要求水準に関する資料として、12 月 1 日に交付します。</p>
18	<p>入札説明書（P 7）10 予定価格等に、「低入札価格調査実施要領」は「後日交付する」とありますが、交付日はいつになりますでしょうか。</p>	<p>低入札価格調査実施要領は、入札説明書 別表 2 に規定させていただいており、12 月 1 日に交付します。</p>
19	<p>入札説明書（P 7）10 予定価格等に、「低入札価格調査を実施する」とありますが、総合評価の評価値算出方法は、入札価格が調査基準価格を下回った場合、入札価格を調査基準価格として「評価値」を算出するのでしょうか。</p>	<p>12 月 1 日に交付する低入札価格調査実施要領にて規定しています。</p>
20	<p>技術提案資料作成要領（P 3）（6）V E 提案の考え方 ⑩で「本工事から別途工事への工事範囲変更、事業全体のコストが低減にならないもの、来院者の負担増なるもの（例：E S 事業、駐車場運営事業者への駐車場整備工事の別途発注、敷地内の院内薬局整備）は、V E 提案の対象とすることができない。」とあります。上記の例は、発注者の負担、来院者の負担にならない場合でも、事業全体のコスト増となり、提案の対象外となるのでしょうか。</p>	<p>E S 事業、駐車場運営事業者への駐車場整備工事の別途発注、備品業者への内装工事別途発注、敷地内の院内薬局整備等は、V E 提案の対象外とします。</p>
21	<p>入札説明書（P 3）に「シ 5（2）として参加する場合」とありますが、5（2）の記載がありませんでした。5（2）とは設計企業とグループを組成し、設計業務を設計企業に担当させる場合を指しているのでしょうか。</p>	<p>貴見のとおりです。 入札説明書 5 における『（2）として参加する場合』を『設計企業とグループを組成して参加する場合』に入札説明書を訂正いたしました。</p>

番号	質問事項	回答
22	<p>入札説明書(P2)5 入札参加資格において、設計企業とグループを組成する場合、設計契約は、横須賀市様と設計業務を担当する会社の二者間で締結するとの理解でよろしいでしょうか。</p> <p>(建築士法第24条第3項により一括再委託が禁止されているため)</p>	<p>横須賀市新市立病院建設工事の契約は横須賀市と特定建設工事共同企業体で行います。設計企業とグループを組成する場合、特定建設工事共同企業体と設計企業の間で設計契約を行っていただきますが、その場合、建築士法第24条第3項の規定に抵触しない範囲で契約を行っていただく必要があると考えます。</p>
23	<p>入札説明書(P3)《他の構成員》オに「請負総額のうち、5億円以上(消費税及び地方消費税相当を含む)を他の構成員が分担すること」とありますが、実施設計後、提案時に想定していた他の構成員が分担する範囲が減少し、請負金額が5億円を下回った場合、又は、提案時の予定金額を下回った場合は、入札説明書P12-28 評価項目の履行に関する事項に記載の「落札者の責により履行されない場合」に該当するのでしょうか。</p>	<p>貴見のとおりです。</p> <p>ただし、実施設計後、特定建設工事共同企業体(乙型)参加申請書(様式第12号)に記載した他の構成員の分担区分を変更していただくことは可とします。</p>
24	<p>入札説明書9(3)の通知を受けた後から入札書の受付締め切り日時までの期間に共同企業体の構成員を変更することは可能でしょうか。</p>	<p>特定建設工事共同企業体(乙型)参加申請書(様式第12号)は令和3年2月15日(月)までにご提出ください。それ以降、構成員を変更することはできません。</p>
25	<p>実施設計の段階にて、基本設計者はどのような立ち位置にあるのでしょうか。</p> <p>実施設計者への基本設計内容の伝達までを行うのでしょうか。あるいは実施設計監修等も行うのでしょうか。</p>	<p>実施設計の段階で基本設計者の関与は想定していません。</p>

番号	質 問 事 項	回 答
26	入札説明書に工事監理者についての記載がございませんが、今後の決定予定等がありましたらお教えてください。	工事監理者については病院本体工事に着手する時点で別途契約する予定です。
27	入札説明書（P 6） 8（4）、（P 8） 13（2）に「質疑の回答は一括してホームページに掲載する」とありますが、全参加者分の質疑の回答が一括掲載されるとの理解でよろしいでしょうか。	貴見のとおりです。
28	要求水準に関する添付資料の一部（案）の取り扱いはどのように考えればよろしいでしょうか。12月1日に交付予定の資料との優先順位があればご指示下さい。	要求水準に関する添付資料の一部（案）は現時点における参考図と解釈してください。12月1日に交付する要求水準に関する資料を優先します。
29	10月8日に示された『総合評価一般競争入札実施のお知らせ』では延べ面積約 37,000 m ² で予定価格が16,850,000千円（税抜き）でしたが、要求水準に関する添付資料の一部（案）での延べ面積は38,475.80 m ² と大幅に増えています。12月1日に交付予定の資料では、延べ面積が約37,000 m ² となるのでしょうか。	建築基準法において延べ面積に算入すべきピロティや外部廊下、免震階等を考慮した結果、要求水準に関する添付資料の一部（案）では延べ面積が増大しています。 12月1日に交付する要求水準書においても延べ面積の捉え方の解釈に若干の変更はありますが、平面計画が変わるものではありません。
30	契約実績調書（工事实績）（様式第2号）に実績内容を確認できる図面等の添付が必要ですが、CORINSに病床数等の記載があり、入札説明書で求められている内容が確認できる場合、実績内容を確認出来る書類として、CORINSを契約書、仕様書、図面等の添付に替えることは可能でしょうか。	CORINSを契約書、仕様書、図面等の添付に替えることは可能ですが、CORINSで確認できるもの以外につきましては添付してください。

番号	質問事項	回答
31	<p>現場説明書 7(2)提出書類関係 アに契約代金内訳書は提出不要とあります。また、技術提案資料等の提出において、入札書等提出書類に参考内訳明細書(書式自由)を提出とあります。事業者決定時点で発注者、DB事業者間の双方で合意する工事費内訳書は上記の参考内訳明細書(書式自由)になるのでしょうか。</p>	<p>12月1日に交付する書類にて規定しています。</p>
32	<p>実施設計終了後、事業者にて精算積算を行うと思いますが、実施設計終了時、提案時の内容と実施設計終了時の内容で追加増減の確認が必要な場合は、上記の参考内訳明細書(書式自由)と実施設計終了後の内訳書を比較することになると考えてよろしいでしょうか。</p>	<p>貴見のとおりです。</p>
33	<p>現場説明書 7(6)に「軽微な設計変更等による工事内容の変更に伴う契約変更の手続きは工期の末に行う」との記述があります。手続きは工期の末でよろしいですが、変更に伴う工事金額の合意はその都度行うこととさせていただけないでしょうか。</p>	<p>軽微な設計変更等にあっても、変更に伴う工事金額の合意はその都度行うこととします。</p>
34	<p>技術提案資料等の提出についてに記載された入札書等提出書類の参考内訳明細書(書式自由)は、VE後の金額を記載した内訳明細書でよろしいでしょうか。</p>	<p>貴見のとおりです。</p>

番号	質 問 事 項	回 答
35	<p>技術提案資料作成要領 4 VE 提案書（様式第 17 号）について（5）カに「予定される VE 提案の効果額を示すこと」とあります。</p> <p>技術提案資料等の提出日である令和 3 年 2 月 15 日の時点では基本設計原案（VE 前）の工事費総額がまとまっていません。</p> <p>そのため VE 提案の効果額（効果額＝原案工事金額－VE 提案金額）を正確に算出することが時間的に困難なため、この時点の金額はあくまで目安金額となってしまうと見られます。</p> <p>従いまして、令和 3 年 3 月 5 日にご採択いただいた内容を 3 月 12 日に含めて入札する金額と 2 月 15 日時点の VE 効果額の金額とでやむを得ず差異が生じる場合があります。完全に同金額にならなくてもよろしいでしょうか。</p>	<p>VE 提案書に記載された効果額が入札される金額における VE 提案による効果額より大きくなければ可とします。</p>
36	<p>落札者決定基準（P 4）表 1 評価項目及び評価点の配点表 B 全体工期短縮に係る提案において、全体工期から短縮した月数で配点が異なり、最大で 4 か月短縮した場合が最大評価となっています。また、②で患者の輸送を第一に考えた提案（時期、期間）とあります。</p> <p>仮に全体工期より 2 か月短縮した時期が患者の輸送を第一に考えた提案としても配点は 2 点しかつかず、あくまで全体工期より 4 か月短縮した提案が最大評価になると読めます。</p> <p>横須賀市が考える患者の輸送を第一に考えた提案は工期短縮 4 か月ということでしょうか。</p>	<p>工事完了後に開院準備を行う必要があるため、全体工期短縮期間が患者の輸送を含めた引越しの時期と一致するとは考えておりません。</p>

番号	質問事項	回答
37	<p>落札者決定基準（P 4）表 1 評価項目及び評価点の配点表 D 市内事業者の活用 ③材料等の市内調達額において、評価対象となる調達額は入札参加要件と同様に上限 3 億円（消費税及び地方消費税相当額を含む）までと考えてよろしいでしょうか。</p> <p>それとも、評価項目においては、3 億円以上の部分も、評価対象となる調達額に算入することは可能でしょうか。</p>	<p>参加要件としては市内下請金額に材料購入費を含める場合は、材料購入費を算入できる上限を 3 億円（消費税及び地方消費税相当額を含む）までとしますが、評価対象としては 3 億円を超える部分についても算入することを可能とします。</p>
38	<p>技術提案資料作成要領（P 1）2（3）、（P 2）4（3）に「文字の大きさは 10.5 ポイント以上とすること」とありますが、図表等の中に記載される文字の大きさはこれによらないと考えてよろしいでしょうか。</p>	<p>図表等の中に記載される文字の大きさにつきましては、10.5 ポイント以上とする必要はありませんが、横須賀市新市立病院設計・施工事業者選考委員会において審査が必要と考えられる項目については、文字の大きさを 10.5 ポイントと同等以上のものとしてください。</p>
39	<p>技術提案資料作成要領（P 3）4（5）アに「予定される効果額は直接工事費が 500 万円以上の項目とし」とありますが、関連する複数の項目を取りまとめて 500 万円以上の 1 つの提案とすることは可能でしょうか。</p> <p>（例；「内部仕上の変更」という提案の中に、床仕上、壁仕上、天井仕上などの複数の部位の提案を取りまとめて 500 万円以上の 1 つの提案とする）</p>	<p>貴見のとおりです。</p> <p>ただし、客観的に関連すると認められないと判断されるものについては、総合評価に係る審査の過程で採用されない場合があります。</p>
40	<p>上記の提案が可能な場合、複数の提案項目の中に 1 つでも不採用の項目があったら他の項目も含め全て不採用との判断になるのでしょうか。</p> <p>それとも不採用でない部分は評価対象として残るのでしょうか。</p>	<p>不採用でない部分は評価対象とします。VE 提案書（様式第 17 号）の具体的な考え方の欄に、それぞれの提案項目における効果額を記載してください。また、VE 提案一覧表（様式第 16 号）には最大効果額を記載してください。</p>

番号	質問事項	回答
41	<p>技術提案資料作成要領（P 3）4（5）キに記載された「採否が段階的に判断される提案」とはどのような提案なのか、もう少し詳しくお教えてください。</p>	<p>一つの関連した提案で、段階的に提案の深度が深くなっていくものを想定しています。</p> <p>例（あくまで例であり本件を想定したものではありません。また分かり易いようにCD案としています。）</p> <p>A) 外部ルーバーのピッチを 100mm から 200mm に変更する。(効果額○万円)</p> <p>B) Aを採用するとともに、仕上げを電解着色に変更する。(効果額○万円、Aと合わせない場合○万円)</p> <p>C) AとBを採用するとともに機能的に必要な●部分は残し、それ以外は中止する。(効果額○万円、Aと合わせない場合○万円、Bと合わせない場合○万円、AとBも合わせない場合○万円)</p> <p>上記のように、組み合わせによって効果額が変わるものは、単独の効果額及び組み合わせによる効果額をVE提案書（様式第 17 号）の具体的な考え方の欄に記載してください。</p>
42	<p>技術提案資料提出書（様式第 14 号）に「プレゼンテーション・ヒアリング参加者（4名まで参加可）」とありますが、パソコンを用いてプレゼンテーションを行う場合、パソコンの操作係は4人に含まれないと考えてよろしいでしょうか。</p>	<p>プレゼンテーション・ヒアリングに参加できる者は、パソコンの操作係等を含め、4名までとします。</p>
43	<p>落札者決定基準 表 1 の欄外に「※ 1 工事期間中、医療機器等設置工事を別途発注する予定です。」とありますが、これは部分引き渡しによって、竣工前に医療機器を設置するイメージでしょうか。また、MRI シールド等の特殊内装工事は本工事に含まれると考えて宜しいでしょうか。</p>	<p>部分引き渡しによらず、同時並行的に工事を進めていただくこととなります。</p> <p>また、特殊内装工事等の区分につきましては、12月1日に交付する要求水準に関する資料の中の工事区分表に規定します。</p>

番号	質問事項	回答
44	<p>落札者決定基準 表 1 評価項目及び評価点の配点表 B 全体工期短縮に係る提案における全体工期とは、建物引き渡しから開院までの期間を含むとの理解で宜しいでしょうか。</p>	<p>全体工期とは引き渡しから開院までの期間は含まれません。</p>
45	<p>入札説明書(P 6) 7 市内業者の活用に材料購入費の上限は3億円とありますが、サッシや内外装など外注工事はいわゆる材工共で契約します。この場合算入金額どのように考えれば宜しいですか。</p>	<p>材工共で工事請負契約するものにつきましては、材料購入費とはみなさず、下請発注金額とします。</p>
46	<p>入札説明書(P 15) スケジュールに契約日は令和3年3月末までとありますが、本契約の議会承認は必要ですか。必要の場合、何月議会になりますか。</p>	<p>本工事の契約にあたり、議会の議決は不要です。</p>
47	<p>入札説明書(P 1) 4 工事概要等(3)に工事監理業務が記載されていませんが、今回の業務範囲に工事監理業務は含まれないとの理解でよろしいでしょうか。</p>	<p>貴見のとおりです。</p>
48	<p>設計企業とグループで参加するにあたり、設計企業への業務委託内容については入札説明書(P 4) オ、カに記載された項目以外の条件、業務を代表構成員と設計企業との合意により決定、実施して良いとの理解でよろしいでしょうか。</p>	<p>貴見のとおりです。</p>
49	<p>入札説明書(P 2) 5 入札参加資格に「設計業務を設計企業に担当させることを可とする。」とありますが、特定建設工事共同企業体と設計企業がグループを組成して参加し、実施設計業務を代表構成員と設計企業が協働して実施する場合において、実施設計図書は代表構成員と設計企業の連名とすることは可能であるかご教示下さい。</p>	<p>可能と考えます。</p>

番号	質問事項	回答
50	<p>入札説明書（P 2）5 入札参加資格に「設計業務を設計企業に担当させることを可とする。」とありますが、特定建設工事共同企業体と設計企業がグループを組成して参加する場合は、特定建設工事共同企業体が市と設計施工契約を締結し、設計企業は特定建設工事共同企業体から再委託されて実施設計を担当するものであることから、実施設計の法的な責任者は契約者である特定建設工事共同企業体であると考えます。よって、計画通知における主たる設計者は代表構成員の一級建築士事務所所属の建築士との理解でよろしいでしょうか。</p> <p>また、万一それが不可である場合には代表構成員の一級建築士事務所所属の建築士が計画通知におけるその他の設計者となることが可能かどうかもお教え下さい。</p>	<p>特定建設工事共同企業体と設計企業がグループを組成した場合、計画通知における主たる設計者は設計企業の設計者と考えます。その場合、代表構成員の一級建築士事務所所属の建築士は計画通知におけるその他の設計者となることは可能です。</p>
51	<p>入札説明書（P 2）5 入札参加資格カ（I）に「病院における 300 床以上または 20,000 m²以上の・・・引き渡しを完了させた者」とありますが、一般病床に限定されず、すべての病床数との理解でよろしいでしょうか。</p>	<p>一般病床を含むすべての病床数が 300 床以上である病院としてください。</p>
52	<p>入札説明書（P 2）5 入札参加資格カにて「引き渡しを完了させた」、キにて「履行した」とありますが、竣工・引渡が平成 22 年 4 月 1 日以降であれば、契約日（着工日）が平成 22 年 4 月 1 日以前でも施工実績として認められるとの理解でよろしいでしょうか。</p>	<p>貴見のとおりです。</p>

番号	質問事項	回答
53	<p>設計企業とグループを組成する場合、各設計業務における設計担当者を代表構成員の一級建築士事務所所属の建築士が担当することは可能との理解でよろしいでしょうか。</p>	<p>貴見のとおりです。</p>
54	<p>特定建設工事共同企業体と設計企業がグループを組成して参加する場合の実設計業務においては、代表構成員、設計企業が協働して両社の強みを発揮することがデザインビルドのメリットであると考えます。</p> <p>設計企業、代表構成員ともに設計企業の参加資格要件を全て満たしている場合、次の①～④の体制がそれぞれ可能かどうかご教示下さい</p> <p>①管理技術者：設計企業 各主任技術者：設計企業</p> <p>②管理技術者：設計企業 各主任技術者：代表構成員</p> <p>③管理技術者：代表構成員 各主任技術者：設計企業</p> <p>④管理技術者：代表構成員 各主任技術者：代表構成員</p> <p>また、意匠主任技術者が設計企業、構造主任技術者が代表構成員というように、各主任技術者に代表構成員と設計企業から、それぞれ配置させることは可能であるかご教示下さい。</p>	<p>特定建設工事共同企業体と設計企業がグループを組成する場合、管理技術者及び各主任技術者は全て設計企業から配置していただく必要があるため、質問中①のみ可能となります。ただし、実務を行う者として、代表構成員所属の建築士を配置することは可能と考えます。</p>
55	<p>入札説明書(P3～4)5 入札参加資格《代表構成員》_ク、ケ及び《設計企業》_ウ、エに「受託し、かつ履行した」とありますが、業務履行完了日が平成22年4月1日以降であれば、契約日(業務開始日)が平成22年4月1日以前でも設計実績として認められるのでしょうか。</p>	<p>平成22年4月1日以降に受託し、かつ履行したことが必要となります。</p>

番号	質問事項	回答
56	<p>入札説明書(P6)7 市内事業者の活用に「材料購入費を算入できる上限は3億円」とあります。現場説明書 7. 契約に関する事項 オに規定される下請人届に記載対象となる職種への下請負発注金額は、材料購入費に算入されないとの理解でよろしいでしょうか。</p>	<p>貴見のとおりです。</p>
57	<p>本工事の入札保証金については入札説明書に記載の通り、免除するとの理解でよろしいでしょうか。</p>	<p>貴見のとおりです。</p>
58	<p>現場説明書 7. 契約に関する事項について(2)エに「契約までに統括責任者を選任」とありますが、本工事の設計・施工業務の実施にあたり統括責任者に求められる業務内容、役割についてご教示願います。</p>	<p>12月1日に交付する書類にて規定しています。</p>
59	<p>現場説明書 7. 契約に関する事項について(2)エに記載された統括責任者は専任、常駐の必要があるのか、また、従事期間に関する条件をご教示願います。</p>	<p>12月1日に交付する書類にて規定しています。</p>
60	<p>現場説明書 7. 契約に関する事項について(2)エに記載された統括責任者を選任するにあたり、求められる資格・業務経験等の配置要件がありましたらご教示願います。</p>	<p>12月1日に交付する書類にて規定しています。</p>
61	<p>現場説明書 7. 契約に関する事項について(2)エに記載された統括責任者は、求められる要件を満たしていれば、現場代理人、監理技術者が兼務してもよろしいでしょうか。</p>	<p>12月1日に交付する書類にて規定しています。</p>

番号	質問事項	回答
62	現場説明書 8. 現場代理人の常駐義務について現場代理人の常駐が規定されていますが、本工事の現場代理人と監理技術者は兼務することが可能でしょうか。	12月1日に交付する書類にて規定しています。
63	落札者決定基準 表1 評価項目及び評価点の配点表の「B 全体工期短縮に係る提案」において、技術提案提出後に採用されたVE提案により更なる全体工期の短縮が実現できる場合、採用されたVE提案の工期短縮期間も加えた評価となるとの理解でよろしいでしょうか。また、上記のVE提案における工期短縮期間はVE提案書(様式第17号)の「その他のVEが採用された場合に留意すべき事項」に記載するとの理解でよろしいでしょうか。	貴見のとおりです。
64	落札者決定基準 表1 評価項目及び評価点の配点表の「C 設計施工業務全般に関する提案」において、技術提案提出後に採用されたVE提案により、更なる品質向上、安全対策等が大幅に向上できる場合、採用されたVE提案による品質向上、安全対策向上も評価の対象となるとの理解でよろしいでしょうか。	貴見のとおりです。
65	落札者決定基準 表1 評価項目及び評価点の配点表の「D 市内事業者の活用」において、技術提案提出後に採用されたVE提案により、市内事業者の活用額が増額となる場合、採用されたVE提案による活用額の増額分も評価の対象となると考えてよろしいでしょうか。また、上記のVE提案における市内事業者の活用額の増額分はVE提案書(様式第17号)の「その他のVEが採用された場合に留意すべき事項」に記載するとの理解でよろしいでしょうか。	貴見のとおりです。

番号	質 問 事 項	回 答
66	現場説明書にて「契約までに統括責任者を選任」とありますが、プレゼンテーション・ヒアリング時の出席は必要との理解でよろしいでしょうか。	入札説明書 25 に記載のとおり、プレゼンテーション・ヒアリングには設計を担当する管理技術者及び意匠主任技術者並びに建設を担当する現場代理人及び監理技術者に参加していただきます。
67	技術提案資料等の提出について（P 1～2）に「日付は書類を提出する日」とありますが、提出する日とは提出書類を投函する日か、各書類の提出締め切り日のどちらがよろしいでしょうか。	投函する日としてください。
68	技術提案資料作成要領（P 1）2 技術提案書について（2）に「入札参加者を特定できる記述をしないこと」とありますが、自社で開発した独自技術については、会社名が入らなければ記載してもよろしいでしょうか。	貴見のとおりです。
69	技術提案資料作成要領（P 1）2（3）、（P 2）4（3）に「文字の大きさは10.5ポイント以上とすること」とありますが、イラスト、イメージ図等の中に記載される文字の大きさはこれによらないと考えてよろしいでしょうか。	イラスト、イメージ図等の中に記載される文字の大きさにつきましては、10.5ポイント以上とする必要はありませんが、横須賀市新市立病院設計・施工事業者選考委員会において審査が必要と考えられる項目については、文字の大きさを10.5ポイントと同等以上のものとしてください。
70	技術提案資料作成要領 2 技術提案書について（3）に「電子データを保存したCDを提出」とありますが、提出するCDには会社名を記載して提出することによろしいでしょうか。もしくは「入札参加資格確認通知書に記載されたアルファベット」を記載するのででしょうか。ご教示下さい。	アルファベット及び会社名を記載して提出してください。

番号	質問事項	回答
71	<p>技術提案資料作成要領 2 技術提案書について（４）に「１部はクリップ等で留めること」とありますが、容易に取り外せるものであれば、リングファイル等に入れて提出することは可能でしょうか。</p>	<p>リングファイル等に入れて提出することは不可とします。</p>
72	<p>技術提案資料作成要領 2 技術提案書について（８）ウに「横須賀市は技術提案書の全部又は一部を・・・承諾を得ず使用できるものとする。」とありますが、公開される場合は、事前の承諾を得た上で使用されるとの理解でよろしいでしょうか。</p>	<p>技術提案書を提出していただいた時点で承諾いただいたものと考えます。</p>
73	<p>技術提案資料作成要領 2 技術提案書について（３）及び４ VE 提案書（３）にCDの提出についての記載がありますが、提出方法については１枚のCDに保存の上、提出するとの考えでよろしいでしょうか。</p>	<p>貴見のとおりです。</p>
74	<p>技術提案資料作成要領 3 VE 提案一覧表（様式第 16 号について）にVE 提案書の提出について記載がありますが、提出にあたりCDへの保存が必要でしょうか。 必要な場合は、技術提案書、VE 提案書とともにCDに保存すればよろしいでしょうか。</p>	<p>VE 提案一覧表（様式第 16 号）はCDへ保存してください。</p>

番号	質問事項	回答
75	<p>特定建設工事共同企業体と設計企業がグループを組成して参加し、実施設計業務を代表構成員と設計企業が協働して実施する場合は、申請書において代表構成員に係る下記資料を追加することでよいかご教示下さい。</p> <p>①総合評価一般競争入札参加資格確認申請書(様式1):代表構成員の一級建築士事務所登録証の写し</p> <p>②契約実績調書(設計実績)(様式3):設計企業の実績に加えて代表構成員の設計実績</p> <p>③配置技術者実績等調書(設計・管理技術者)(様式5):設計企業の配置技術者実績等に加えて代表構成員の配置技術者実績等</p> <p>④契約実績に係わる証明書(設計)(様式8):設計企業の実績に加えて代表構成員の設計実績</p>	<p>①総合評価一般競争入札参加資格確認申請書(様式第1号)には代表構成員の一級建築士事務所登録証の写しを添付してください。</p> <p>②特定建設工事共同企業体として参加する場合にあっては代表構成員の設計実績を、設計企業とグループを組成する場合にあっては設計企業の設計実績を提出してください。</p> <p>③特定建設工事共同企業体として参加する場合にあっては代表構成員の配置技術者実績等を、設計企業とグループを組成する場合にあっては設計企業の配置技術者実績等を提出してください。</p> <p>④特定建設工事共同企業体として参加する場合にあっては代表構成員、設計企業とグループを組成する場合にあっては設計企業の契約実績を証明させていただきます。</p>
76	<p>契約実績調書(工事实績)(様式第2号)の欄外に「※上記の実績が確認できる書類(契約書・仕様書・延べ面積及び病床数が判別できる図面等の写しなど)」とありますが、CORINSの写しがあれば、契約書・仕様書・延べ面積及び病床数が判別できる図面等は不要との理解でよろしいでしょうか。</p>	<p>CORINSを契約書、仕様書、図面等の添付に替えることは可能ですが、CORINSで確認できるもの以外につきましては添付してください。</p>
77	<p>契約実績調書(工事实績)(様式第2号)を提出するにあたり、実績の内容を確認できる書類の提出が必要となりますが、民間工事の実績を提出する場合に、発注者より実績確認書類の提出を拒否された際は、様式第7号を提出することで実績の証明書類として認められるとの理解でよろしいでしょうか。</p>	<p>貴見のとおりです。</p>

番号	質 問 事 項	回 答
78	<p>契約実績調書（設計実績）（様式第3号）の欄外に「実績を確認できる書類（契約書・仕様書・延べ面積及び病床数が判別できる図面等の写しなど）」とありますが、PUBDIS の写しがあれば、契約書・仕様書・延べ面積及び病床数が判別できる図面等は不要との認識でよろしいでしょうか。</p>	<p>PUBDIS の写しを契約書・仕様書・延べ面積及び病床数が判別できる図面等に代えることはできません。</p>
79	<p>契約実績調書（設計実績）（様式第3号）を提出するにあたり、実績の内容を確認できる書類の提出が必要となりますが、民間工事の実績を提出する場合に、発注者より実績確認書類の提出を拒否された際は、契約実績に係る証明書（設計）（様式第8号）を提出することで実績の証明書類として認められるとの理解でよろしいでしょうか。</p>	<p>貴見のとおりです。</p>
80	<p>参加資格確認申請書（様式第1号）、契約実績に係る証明書（設計）（様式第8号）に「代表者構成員名を記入すること」とありますが、JV名が未決定の場合は、弊社の社名のみを記入・押印との理解でよろしいでしょうか。</p>	<p>貴見のとおりです。</p>
81	<p>証明書類（様式第7号及び様式第8号）の受注者の代表者職指名欄の押印者については、</p> <ul style="list-style-type: none"> ①弊社の取締役社長 ②今回の参加資格確認申請書へ押印する横須賀市様へ登録している弊社の代表者印 ③該当実績の設計業務、工事の契約書に押印している弊社の契約者代表者名 <p>①、②、③のいずれかご教示ください。</p>	<p>使用印鑑届（様式第13号）に用いる印鑑としてください。</p>

番号	質問事項	回答
82	技術提案書（様式第 15 号 1～4）、V E 提案書（様式第 17 号）の注 1）に余白は左側 20 mm、右側 15 mm と指定がありますが、上下の余白については自由との理解でよろしいでしょうか。	貴見のとおりです。
83	総合評価一般競争入札参加資格審査申請書（様式第 1 号）において、「工事」と「委託」の代表者が異なる場合、各様式の押印は特定建設工事共同企業体（乙型）代表構成員の代表である「工事」の代表者印との理解でよろしいでしょうか。	使用印鑑届（様式第 13 号）に用いる印鑑としてください。
84	本工事の契約約款は 12 月 1 日に配布予定の工事契約約款を使用するとの理解でよろしいでしょうか。	貴見のとおりです。
85	代表構成員は、担当工事の下請業者として、「他の構成員」に発注することは可能でしょうか。	可能と考えます。ただし、本工事は、建設業法第 26 条第 3 項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者の配置を認めていませんので、その点に関しご留意ください。
86	他の構成員が建築一式工事として外構工事を担当することは可能でしょうか。	外構工事の範囲にもよりますが、一般的に外構工事単独のものは建築一式工事には該当しないものと考えます。
87	プレゼンテーションの概要（要項等）はいつ公表になりますか。	V E 提案の採用通知と共に令和 3 年 3 月 5 日（予定）に通知します。
88	申請書等において、配置技術者として明記が必要なのは「工事・監理技術者」と「設計・管理技術者」のみとし、他の配置予定技術者の明記は不要と考えて宜しいでしょうか。	貴見のとおりです。

番号	質問事項	回答
89	E S 事業は今回導入しないという理解で宜しいでしょうか。	貴見のとおりです。
90	落札者決定基準における表 1 評価項目及び評価点の配点表 技術提案 B の評価項目に「働き方改革推進基本方針」とありますがこれについて資料をご教示下さい。	平成 29 年 9 月 22 日付 一般社団法人日本建設業連合会 働き方改革推進の基本方針となります。
91	落札者決定基準における表 1 評価項目及び評価点の配点表 技術提案 B で求められている全体工期短縮とは、設計期間・準備工事期間・本体工事期間の全体を含む工期を短縮する提案と考えてよろしいでしょうか。	貴見のとおりです。
92	落札者決定基準における表 1 評価項目及び評価点の配点表 技術提案 B で求められている全体工期短縮には、行政手続きスケジュール（案）に記載されている、工事引き渡し後の開院準備 3 か月は含まないものと考えてよろしいでしょうか。 （施工者としては開院準備手続きについては分かりえないため、所定の 3 か月については変更しないものと考えてよろしいでしょうか。）	貴見のとおりです。 工期を短縮した結果、開院準備期間の 3 か月を延長することもあります。
93	落札者決定基準における表 1 評価項目及び評価点の配点表 技術提案 B で「②引き渡し後の引越しにおける患者の輸送を第一に考えた提案（時期、期間）」とありますが、提案の与条件として想定されている患者輸送の時期、期間、方法などお示しください。	現時点での想定はありません。 設問の趣旨を鑑み、ご提案ください。

番号	質問事項	回答
94	<p>落札者決定基準における表1 評価項目及び評価点の配点表 技術提案 Bで「②引き渡し後の引越しにおける患者の輸送を第一に考えた提案（時期、期間）」とありますが、②に対する評価が低い場合、全体工期を4か月以上短縮しても、評価点は4点にならない可能性はありますか。</p>	<p>提案の実現性が低いと判断された場合には、提案された工期短縮期間よりも低い評価となる場合があります。</p>

お寄せいただいた質問のうち、入札説明書 別表1に関する質問以外のものは回答を控えさせていただきます。